#### 重要事項のご説明(重要事項説明書) ペット医療費用保険

インターネット募集用

### 再委託制度等のご説明・契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

- ■この書面は、「ペットの保険」に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、契約申込 画面に入力のうえ、入力内容に誤りがないことを確認し、お申込みください。
- ■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしお り(普通保険約款・特約集)」に記載しています。au 損保ホームページにも掲載していますので、必要に応じて ご参照ください(http://www.au-sonpo.co.jp/)。なお、ご郵送を希望される場合は au 損保カスタマーセンタ 一へご請求ください。
- ■ご不明な点につきましては、au 損保カスタマーセンターまでお問い合わせ ください。
- このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」に記載しています。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずご説明ください。
- 「ペットの保険」の正式名称は、ペット医療費用保険です。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる 事項等、特にご注意いただきたい事項

#### ▼ 主な用語のご説明 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」にも用語のご説明が記載されておりますので、ご確認ください。

| 継続契約               | ご契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とする次のご契約をいいます。                                                                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支払限度額              | 保険期間中にお支払いする治療費用保険金の合計の限度額をいいます。                                                                                                                      |
| 獣医師                | 獣医師法(昭和24年法律第186号)に定める獣医師名簿に登録され、免許を交付されている者をいいます。                                                                                                    |
| 手術                 | 治療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全<br>身麻酔下での食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置を含みます。                                                           |
| 初年度契約              | 継続契約以外の初めてのご契約をいいます。                                                                                                                                  |
| 身体障害               | 傷害(ケガ)または疾病(病気)をいいます。                                                                                                                                 |
| 対象ペット              | 補償の対象となる犬または猫をいいます。                                                                                                                                   |
| 治療                 | 獣医師(注1)が必要であると認め、獣医師(注1)が行う治療(注2)をいいます。なお、対象ペットの<br>身体障害が平常の生活に支障がない程度に回復した場合は、治療を完了したものとします。<br>(注1)被保険者が獣医師である場合は、その被保険者以外の獣医師をいいます。(注2)予防措置を含みません。 |
| 通院                 | 動物病院に通い、または往診により、対象ペットに治療を受けさせることをいいます。                                                                                                               |
| 通院治療費用保険金<br>支払限度額 | 保険期間中にお支払いする通院治療費用保険金の合計の限度額をいいます。                                                                                                                    |
| 動物病院               | 獣医療法(平成4年法律第46号)に定める診療施設をいいます。                                                                                                                        |
| 入院                 | 自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。                                                                                             |
| 被保険者               | 補償を受けられる方をいいます。                                                                                                                                       |
| 保険金支払割合            | 治療費用保険金および通院治療費用保険金を算出する上で、治療費用の額に乗じる割合をいいます。                                                                                                         |

1

#### 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

a u 損保へのお問 い合わせ・ご相談・ 苦情がある場合は 下記にご連絡くだ さい。

以下の場合には、30日以内に 下記にご連絡ください。 <通院ありタイプ> 治療を受けた場合 「品添せくいた。」 <通院なしタイプ> 入院・手術をされた場合

#### au 損保カスタマーセンター

わんわんにゃんにゃん



0800-700-1122

受付時間 9:00~18:00 (年末年始を除きます)

- ※携帯電話・PHS からもご利用いただけます。
- ※一部の I P電話などご利用いただけない場合 がございます。
- ※おかけ間違いにご注意ください。

### 指定紛争解決機関について

注意喚起情報

# a u 損保またはあいおいニッセイ同和損保 との間で問題を解決できない場合は

a u 損保およびあいおいニッセイ同和損保は、保険業法に基づく金融 庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害 保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 a u 損保またはあい おい二ッセイ同和損保との間で問題を解決できない場合には、一般社 団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル(有料)] 0570-022808

- ※受付時間 平日 AM9:15~PM5:00
- (土・日・祝日および年末年始を除きます)
- ※携帯電話からもご利用できます。
- ※IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。
- ※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページを ご覧ください。http://www.sonpo.or.jp/

販売受託会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

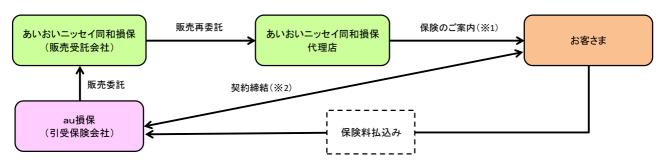
## I. 再委託制度等のご説明

■「再委託制度等のご説明」では、au 損保を引受保険会社とし、あいおいニッセイ同和損保が販売受託会社となってご 提供する損害保険商品の仕組みについてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご不明な点につきまし ては、au 損保、あいおいニッセイ同和損保または本商品をご提供しているあいおいニッセイ同和損保の代理店までお 問い合わせください。

この制度では、au 損保を引受保険会社とし、au 損保より委託を受けたあいおいニッセイ同和損保が販売受託会社として商品をご提供します。

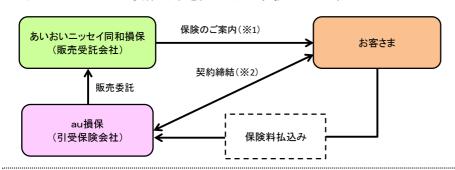
|   |      | 販売受託会社                        | 引受保険会社                                            |
|---|------|-------------------------------|---------------------------------------------------|
| 保 | 険会社名 | あいおい二ッセイ同和損害保険株式会社            | au 損害保険株式会社                                       |
| j | 所在地  | 〒150-8488<br>東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 | 〒150-6006<br>東京都渋谷区恵比寿 4-20-3<br>恵比寿ガーデンプレイスタワー6F |

#### くあいおいニッセイ同和損保の代理店でご加入の場合(再委託)>



- (※1) 商品のご案内、インターネット契約申込みの支援等を行い、保険料の収受等は行いません。
- (※2) インターネット上で契約をお申込みいただき、契約が成立します。
- ・この制度は、引受保険会社である au 損保の販売する商品を、あいおいニッセイ同和損保が au 損保から委託を受け、販売 受託会社としてご提供するものです。
- ・あいおいニッセイ同和損保の代理店は販売受託会社であるあいおいニッセイ同和損保から再委託を受け、お客さまに商品 のご案内をさせていただきます。
- ・お客さまは、あいおいニッセイ同和損保の代理店がご案内する au 損保のサイト等からご契約いただきます。
- ・au 損保のサイト等にてお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社である au 損保と直接契約されたものとなります。普通保険約款・特約は au 損保のものが適用され、保険金についても au 損保がお支払いします。また、ご契約内容の変更手続き等についても au 損保が行います。
- ・あいおいニッセイ同和損保ならびにあいおいニッセイ同和損保の代理店は、保険料の収受、領収証の発行等の権限は有しておりません。

#### くあいおいニッセイ同和損保(扱者を含みます)で直接ご加入の場合>



- (※1) 商品のご案内、インターネット契約申込 みの支援等を行い、保険料の収受等は行 いません。
- (※2) インターネット上で契約をお申込みいた だき、契約が成立します。
- ・この制度は、引受保険会社である au 損保の販売する商品を、あいおいニッセイ同和損保が au 損保から委託を受け、販売 受託会社としてご提供するものです。
- ・あいおいニッセイ同和損保は au 損保から委託を受け、お客さまに商品のご案内をさせていただきます。
- ・お客さまは、あいおいニッセイ同和損保がご案内する au 損保のサイト等からご契約いただきます。
- ・au 損保のサイト等にてお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社である au 損保と直接契約されたものとなります。普通保険約款・特約は au 損保のものが適用され、保険金についても au 損保がお支払いします。また、ご契約内容の変更手続き等についても au 損保が行います。
- ・あいおいニッセイ同和損保は、保険料の収受、領収証の発行等の権限は有しておりません。

販売受託会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 契約締結前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み 「ペットの保険」には2タイプあります。それぞれの商品の仕組みは下記のとおりです。 契約概要

| 通院ありタイプ | 対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において <b>治療を受けた場合</b> に、それにより発生した費用を被保険者が負担したことによって被った損害に対して保険金をお支払いする保険です。                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通院なしタイプ | 対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において入院または手術による治療を受けた場合に、それにより発生した費用を被保険者が負担したことによって被った損害に対して保険金をお支払いする保険です。手術を伴わない通院による治療を受けた場合に発生した費用については、お支払いの対象となりません。 |

治療内容と補償との関係は以下のとおりです。 ○:補償対象 ×:補償対象外

|         | 入院 | 手術 | 通院       |
|---------|----|----|----------|
| 通院ありタイプ | 0  | 0  | 0        |
| 通院なしタイプ | 0  | 0  | ×<br>(注) |

(注) 手術を伴う通院(日帰り 手術) の場合には手術費用以外 の手術日の治療費用も補償の 対象となります。ただし、手術 をすることとなった原因とな るケガや病気にかかるものに 限ります。

■この保険は、通院補償の有無、保険金支払割合および支払限度額等の異なるタイプ・コースがあり、ご希望のタイ プ・コースをご選択のうえ、契約していただきます。なお、保険期間の途中で変更することはできません。

| タイプ・コース           | 通院ありタイプ |        | 通院なしタイプ |        |
|-------------------|---------|--------|---------|--------|
|                   | 50%コース  | 70%コース | 50%コース  | 70%コース |
| 保険金支払割合           | 50%     | 70%    | 5 0 %   | 70%    |
| 支払限度額(治療費用保険金)(注) | 50万円    | 70万円   | 50万円    | 70万円   |
| 通院治療費用保険金支払限度額    | 20万円    | 28万円   | 通院補     | 貸なし    |

(注)手術を伴う通院(日帰り手術)の場合の手術費用以外の手術日の治療費用は、治療費用保険金の支払限度額が適用されます。

### (2)対象ペット

契約概要

対象ペットは、契約申込画面にて指定した犬または猫となります。なお、1契約でお引受けできるペットは1頭 となりますので、複数頭の加入を希望される場合には、お手数ですが1頭ずつご契約ください。

対象ペットは、家庭で飼育されている愛がん用動物に限ります。 (注1) (注2)

(注1) 身体障害者補助犬法 (平成 14 年法律第 49 号) に規定する身体障害者補助犬 (盲導犬、介助犬、聴導犬) を含みます。

または猫、その他商業目的の犬または猫は含みません。 (注2) 闘犬、興行犬、賭犬、猟犬、繁殖を主たる目的とした

#### (3)被保険者の範囲

被保険者の範囲は、契約申込画面にて指定されたご本人・ご本人の配偶者・その他親族(注)となります。なお、 ご本人とご本人の配偶者・その他親族 (注) との関係は、対象ペットが治療を受け、それにより被保険者が負担する 費用が発生した時におけるものをいいます。

(注) その他親族とは、ご本人またはご本人の配偶者と「同居の親族(ご本人の6親等内の血族、3親等内の姻族)」および「別 居の未婚(婚姻歴のないこと)の子|をいいます。

### 2 基本となる補償および引受条件

#### (1)基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。詳細は「ご契約のし おり(普通保険約款・特約集)」をご確認ください。

【治療費用保険金】(入院・手術の保険金)(「通院ありタイプ」「通院なしタイプ」ともに対象となります。)

### 保険金をお支払いする場合

対象ペットが身体障害を被り、動物病院で入院または手術 (注1) による治療を受け、被保険者がその治療費を負 担した場合に、損害の額 (注2) に保険金支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、 保険期間を通じて「お客さま専用ページ」に記載された支払限度額をもって限度となります。

- (注1) 日帰り手術を含みます。
- (注2)被保険者が負担した次の①から④に掲げる費用の額をいいます。
  - ① 獣医師の行う診断(※1)に要する費用
  - ② 獣医師による診察費(※2)、処置費および手術費
  - ③ 動物病院の入院費
  - ④ 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
    - (※1) 諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。(※2) 初診費および再診費をいいます。

販売受託会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

| 保険金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                  |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                   | 既往症、<br>先天性異常<br>等                        | ■初年度契約の保険期間の開始日より前に被っていた身体障害 ■初年度契約の保険期間の開始日より前に獣医師により発見されていた先天性異常 ■初年度契約の保険期間の開始日から30日以内に被った病気 など                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| お支払いの対象と                                                                                                                                                                                                          | ワクチン等<br>により予防<br>できる病気                   | ■狂犬病等のワクチン等により予防ができる病気。ただし、その病気の発病がその<br>予防措置の有効期間内であった場合を除きます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| の対象とならない                                                                                                                                                                                                          | 特定の病気                                     | ■猫伝染性腹膜炎、猫後天性免疫不全症候群(FIV)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 身体障害                                                                                                                                                                                                              | <br>  飼い主等の<br>  行為                       | <ul><li>■故意または重大な過失による身体障害</li><li>■給餌または給水等基本的な管理を怠ったことによる身体障害</li><li>■精神障害、心神喪失または酒に酔った状態により正常な判断ができないおそれのある状態における行為による身体障害</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                   |                                           | ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体障害                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                   | 自然災害                                      | ■地域のの人は強人などはこれでしたの体がによる対象体質自                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                                                   | 予防に関する費用                                  | ■ワクチン接種費用 ■ノミおよびマダニの除去費用 ■病気予防のための検査または投薬、予防接種費用および定期健診、予防的検査費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| お支払い<br>の対象と<br>ならな<br>り<br>な<br>り<br>変<br>り<br>変<br>り<br>変<br>り<br>変<br>り<br>変<br>り<br>変<br>り<br>で<br>り<br>で<br>り<br>う<br>り<br>う<br>り<br>う<br>り<br>う<br>り<br>う<br>を<br>う<br>り<br>う<br>り<br>う<br>り<br>う<br>り<br>う | 治療費以外の費用                                  | <ul> <li>■シャンプー、薬用シャンプー、医薬品シャンプーおよびイヤークリーナー</li> <li>■往診費用、対診費用および夜間休日診療費用(注)</li> <li>(注) 夜間診療や休日診療による割増費用をいい、割増費用以外の通常の治療費は支払い対象となります。</li> <li>■ペットの移送費</li> <li>■マイクロチップの挿入費用</li> <li>■安楽死のための費用</li> <li>■葬儀費および埋葬費等ペットの死後に要した費用</li> <li>■相談料および指導料ならびにカウンセリングおよびセカンドオピニオンのための費用</li> <li>■動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達料およびこれらと同種の費用</li> <li>■各種証明書類の作成費用および郵送費</li> </ul> |
|                                                                                                                                                                                                                   | 健康食品・<br>医薬部外品<br>等                       | <ul><li>■入院中の食餌に該当しない食物および療法食</li><li>■獣医師が処方する医薬品以外のもの</li><li>■漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法等</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                                                                                                                                   | その他保険<br>金をできない<br>ものとして<br>au 損 保<br>定める | など  ■妊娠、出産、帝王切開、人工流産等の繁殖に関する費用  ■不妊、避妊に関する費用  ■乳歯遺残、停留睾丸、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアおよび睫毛乱生の処置費用  ■爪の切除、爪切、肛門腺除去および肛門腺搾りに関する費用  ■断耳、断尾、声帯除去および美容整形等に関する費用  ■歯科治療および歯石除去に関する費用                                                                                                                                                                                                                |

### (2) 通院治療費用保険金補償特約

契約概要

「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご確認ください。

【通院治療費用保険金】(通院の保険金) (「通院ありタイプ」が対象となります。)

#### 保険金をお支払いする場合

対象ペットが身体障害を被り、動物病院で手術を伴わない通院による治療を受け、被保険者がその治療費を負担した場合に、損害の額 (注) に保険金支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、保険期間を通じて「お客さま専用ページ」に記載された通院治療費用保険金支払限度額をもって限度となります。

- (注)被保険者が負担した次の①から③に掲げる費用の額をいいます。
  - ① 獣医師の行う診断(※1)に要する費用
  - ② 獣医師による診察費(※2)および処置費
  - ③ 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 (※1)諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。(※2)初診費および再診費をいいます。

### 保険金をお支払いできない主な場合

上記(1)基本となる補償 【治療費用保険金】と同じです。

販売受託会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

#### (3) その他の主な特約とその概要

契約概要

その他の主な特約とその概要を記載しています。**詳細および記載のない特約については、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」をご確認ください。** 

①自動的にセットされる特約(「通院ありタイプ」「通院なしタイプ」ともに対象となります。)

| 特約の名称              | 特約の概要                                                                                   |  |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 保険証券等の発行に関する<br>特約 | この特約により、保険証券、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」は<br>発行されません。ご契約後、「お客さま専用ページ」より保険証券の請求を行<br>うことができます。 |  |
| 通信販売に関する特約         | 保険契約のお申込み方法や保険料の払込み等について定めています。                                                         |  |

②質問項目(告知事項)の回答の内容によりセットされる特約

| 特約の名称                | 特約の概要                                                |
|----------------------|------------------------------------------------------|
| 特定疾病・特定部位<br>補償対象外特約 | 対象ペットの健康状態および既往症の有無等に応じて、特定の疾病や特定の身体部位を補償対象外とする特約です。 |

#### (4)補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

被保険者ご本人またはそのご家族が、既に同種の補償を契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。

#### (5) 保険期間および補償の開始・終了時期

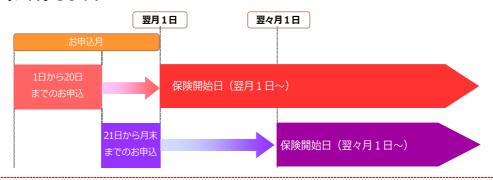
契約概要

注意喚起情報

①保険期間

保険期間は1年間となります。

- ②補償の開始・終了時期
  - ■初年度契約
    - ▶毎月 20 日までにお申込み手続きを完了した場合は、その翌月 1 日の午前 0 時に始まり、満期日の午後 4 時に終了します。
    - ▶毎月21日以降にお申込み手続きを完了した場合は、その翌々月1日の午前0時に始まり、満期日の午後4時に終了します。



初年度契約には、**病気を発症しても保険金をお支払いすることができない**待機期間がありますのでご注意ください。

■待機期間について

初年度契約に限り、保険期間の開始日から 30 日の間(待機期間)に被った病気に起因する損害は保険金をお支払いすることができません。



(注)初年度契約時の待機期間中に発症した「病気」は、翌年以降の継続後もお支払いの対象外です。

#### ■継続契約

満期を迎えるご契約の末日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終了します。

(ただし、満期を迎えるご契約の末日の午後4時以降にお申込み手続きをされた場合は、ご契約成立後に保険 責任が開始されます。)

販売受託会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

なお、お申込み手続きが完了となるには、契約申込画面で次の3つの手続きを完了していることが必要です。

- ①「契約を申込みます」ボタンを押し、申込操作が完了していること。
- ② 保険料の支払方法として「クレジットカード払」または「通信料金等との合算払」を選択した場合、払込手続きを完了し、保険料決済の有効性が確認できること。
- ③ 上記①②の手続完了後に「お申込み完了」画面が表示されること。

### (6) 引受条件(ご契約者、対象ペット)

契約概要

- ■ご契約者として加入いただける方は、次のすべての条件を満たされている方に限ります。
  - ・お申込み時点で日本国内に居住されている満 18 歳以上の方
  - ・個人の方(法人をご契約者とするお申込みはできません。)
  - ・日本国内から web アクセスされている方(海外からお申込みはできません。)
- ■加入いただける対象ペットの年齢は、保険期間の開始日時点で**生後 30 日から満 10 歳まで**に限ります。(継続契約については、年齢に制限はありません。)
- ■本保険契約の全部または一部に対して補償が同じである他の保険契約等 (共済契約等を含みます) がある場合は、 お引受けできません。

### 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

- (注 1) 混血犬の場合は「申込時点の体重(成犬でない場合には「成犬時の予想体重」)」により決まります。なお、保険期間の途中で体重の変動があった場合でも、保険料の変更は行いません。
- (注2)年齢は保険期間の開始日時点の満年齢をいいます。

### (2) 保険料の支払方法・払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の支払方法・払込方法は下記の組み合わせよりご選択いただけます。なお、保険期間の中途で、支払方法・ 払込方法の変更はできませんのでご注意ください。

| +41 +2+           | 払込方法             |                              |  |
|-------------------|------------------|------------------------------|--|
| 支払方法              | <b>一時払</b> (注 4) | <b>月払(12 分割 12 回払)</b> (注 5) |  |
| クレジットカード払 (注1)    | 0                | 0                            |  |
| 通信料金等との合算払 (注2)   | 0                | 0                            |  |
| コンビニエンスストア払 (注 3) | 0                | × (ご選択いただけません)               |  |

- (注1) お申込人(ご契約者)名義のクレジットカードをお持ちの方に限ります。
- (注 2) au 携帯電話(スマートフォンを含む)に登録済みの au ID をお持ちの方は、au 携帯電話(スマートフォンを含む)の通信料金等と合算してお支払いいただくことができます。なお、au ID を登録した au 携帯電話(スマートフォンを含む)の名義人がお申込人(ご契約者)ご本人またはご家族である場合に限ります。
- (注 3) コンビニエンスストアにおいて、au 損保所定の払込取扱票<sup>\*\*</sup>を使って払込期日までにお支払いいただく方法です。具体的なお支払方法は、コンビニエンスストアにより異なります。詳しくは申込画面をご覧いただくか au 損保カスタマーセンターまでお問い合わせください。なお、払込期日までに払い込みいただけない場合、ご契約を解除させていただく場合がございますのでご注意ください。
- ※ コンビニエンスストアにより「払込番号」「オンライン決済番号」「受付番号」「払込票番号」など名称が異なります。 (注 4) ご契約時に保険料の全額を払い込む方法です。
- (注5)保険料を12回に分割し、毎月払い込む方法です。なお、月払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。

### (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

- ■月払でご契約の場合、第2回目以降の分割保険料は、au 損保のサイト上の「お客さま専用ページ」に記載された 払込期日までに払い込みください。なお、払込期日までに払い込みがない場合は、払込期日の翌月末までの払い 込み猶予がありますが、払込期日の翌月末を過ぎても保険料の払い込みがない場合は、保険金をお支払いできま せん。また、ご契約が解除される場合がありますので、ご注意ください。
- ■月払でご契約の場合、保険期間中に au 損保がお支払いする治療費用保険金の合計額が、「お客さま専用ページ」に記載された支払限度額に相当する金額となった場合には、保険金をお支払いする際に未払込分の保険料と相殺させていただくことがあります。
- ■コンビニエンスストア払の場合の保険料は、au 損保サイト上の「お客さま専用ページ」に記載された払込期日までに払い込みください。なお、払込期日までに払い込みがない場合は、払込期日の翌月末までの払い込み猶予がありますが、払込期日の翌月末を過ぎても保険料の払い込みがない場合は、保険金をお支払いできません。また、ご契約が解除される場合がありますので、ご注意ください。

#### 【初回保険料の払込前に事故が発生した場合の取扱い】

au 損保にて初回保険料の払い込みを確認後、保険金をお支払いします。

### 4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

販売受託会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社引受保険会社: au 損害保険株式会社

#### 契約締結時におけるご注意事項 Ш.

### 1 告知義務〔ご契約時にお申し出いただく事項〕

注意喚起情報

- ■ご契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項のうち、au 損保が契約申込画面にて告知を求める 項目(告知事項)について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
- ■告知の項目について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によりお申し出いただけなかった場合や、お 申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いでき ないことがあります。ご契約に際して、今一度お確かめください。
- ■対象ペットの健康状態告知の内容によっては、ご契約をお引き受けできない場合または特定の疾病・特定の身体部位 について補償の対象外とする「特定疾病・特定部位補償対象外特約」をセットしてお引き受けする場合があります。

【告知事項】

対象ペットの治療歴および現在の健康状態

### 2 クーリングオフ〔ご契約のお申込みの撤回等〕

注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込みの撤回等(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込み ください。

### 3 契約いただく内容に関する確認事項〔意向確認事項〕

お客さまのご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客さまのご希望を満たしているか 再度ご確認・ご了解のうえご加入ください。ご確認の結果、お客さまのご希望にお応えできない部分がございましたら、 お申込みを中止してください。ご不明な点などございましたら au 損保カスタマーセンターまでご連絡ください。

|                                               | 下記について、ご確認ください。                                                                                                                   |  |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|                                               | 通院 対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動 物病院において <b>治療を受けた場合</b> に、それにより発生した費用に対 タイプ する保険です。 対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動              |  |
| 保険の内容について、ご確認ください。                            | 通院 物病院において <b>入院または手術による治療を受けた場合</b> に、それに より発生した費用に対する保険です。通院による治療を受けた場合 に発生した費用については、お支払いの対象となりません。                             |  |
|                                               | ・初年度契約の場合、病気については待機期間があります。<br>・保険期間の開始日前に発生していた病気・ケガによる治療費用は、補償の対象外です。                                                           |  |
| ご入力いただいた内容について、正しい内容となっている<br>ことをご確認ください。     | 対象ペットの『写真』『名前』『種類』『品種』『生年月日』                                                                                                      |  |
| 右記①~⑤の項目について、<br>お客さまのご希望どおりとなっていることをご確認ください。 | ①保険種類、タイプ・コース、補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)、特約の内容 ②被保険者の範囲 ③保険期間 ④保険金支払割合および支払限度額・通院治療費用保険金支払限度額<br>⑤保険料および保険料の支払方法・払込方法 |  |
| ご回答いただいた内容について、正しい内容となっていることをご確認ください。         | •   MU//Mモルカジダリモ   //M日 ##                                                                                                        |  |
| 右記事項もご確認ください。                                 | ・契約者配当金制度がないこと<br>・総合的に見て、お客さまのご希望を満たした内容となっていること                                                                                 |  |

## IV. 契約締結後におけるご注意事項

### 1 通知義務〔ご契約後にご連絡いただく事項〕

注意喚起情報

ご契約後、ご契約者が住所やメールアドレス等の連絡先を変更された場合は、遅滞なく au 損保サイト上の「お客さま 専用ページ」よりお手続きください。お手続きいただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

### 2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約後、保険契約を解約される場合には、au 損保サイト上の「お客さま専用ページ」よりお手続きください。解約の 条件によっては au 損保の定めるところにしたがい、保険料を返還または未払込分の保険料を請求させていただくことが あります。また、保険期間の開始日以降に解約した場合、返還される保険料があっても、払い込みいただいた保険料の合計 解約以外の失効等となる保険契約の取扱いを知りたい場合 額より少ない金額になりますので、あらかじめご了承ください。

「Ⅲ.無効、取消し、失効」参照

引受保険会社: au 損害保険株式会社

しおり

## その他、留意していただきたいこと

### 1 取扱代理店等の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または販売受託会社の場合、契約締結権(保険料の収受、領収証の発行等を含みます)および告 知受領権は有しておりません。

### 2 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

au 損保が経営破たんに陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、au 損保も 加入しております。ペット医療費用保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となりますので、引受保険会社が破綻し た場合でも保険金、解約返れい金等は80%まで(破綻前に発生した事故および破綻時から3か月以内に発生した事故に よる保険金は 100%) 補償されます。なお、あいおいニッセイ同和損保が破綻した場合であっても、この補償割合は変 わりません。

### |3| 個人情報の取扱い

注意喚起情報

#### 個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお 支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸 手続きを含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供等に利 用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則 (第53条の10)により、利用目的が限定されています。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要 な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供するこ とがあります。

- ■法令等の対応について
  - au 損保およびあいおいニッセイ同和損保は、個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供するこ とがあります。
- ■契約等の情報交換について
  - au 損保およびあいおいニッセイ同和損保は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結または保険金 の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等の間で、個人データを共同利用します。
- ■再保険について
  - au 損保は、再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供 することがあります。

詳しくは au 損保ホームページ(http://www.au-sonpo.co.jp/)およびあいおいニッセイ同和損保ホームページ (http://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧いただくか、au 損保カスタマーセンターにお問い合わせください。

### 4 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的として対象ペットの身体障害を発生させた場合、詐欺を行った場合、また、ご契約者、 被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などについては、ご契約 を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 5 継続契約

au 損保が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日に おける普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と 異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

### 6 対象ペットが治療を受けた場合

下記の場合には、ケガの原因となった事故の発生の日または治療を開始した日から 30 日以内にカスタマーセンター までご連絡ください。

通院ありタイプ 対象ペットが身体障害を被り動物病院で治療を受けた場合 対象ペットが身体障害を被り動物病院で入院または手術による治療を受けた場合

保険金の請求を行うときは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)」の「保険金の支払請求時に必要となる書類 等」に記載の書類等を提出していただく場合があります。 事故時のお手続き等について知りたい場合

「IV.保険金請求の手続き等」参照

### 7 通信に関する免責事項

お客さまが入力されるお申込み内容、クレジットカード払込内容などの個人情報を安全に送受信するために、au 損 保では SSL (暗号化通信)を使用しています。SSL 使用により通信経路での盗聴等による情報漏洩には高い精度をもっ て対応できますが、万が一 au 損保の責によらない漏洩などにより発生した損害につきましては、au 損保は責任を負い ません。また、au 損保の責によらない通信障害、端末障害等により、保険契約手続きが遅延または不能となったために 生じた損害につきましても au 損保は責任を負いません。 A16C380425[1611]

販売受託会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社